

袖ヶ浦市道水路等境界確認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、袖ヶ浦市が所管する道水路等とこれに隣接する土地との境界確認の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道水路等 袖ヶ浦市が所管する公共用財産であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により市長が認定した道路

イ 河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項の規定により市長が指定した河川

ウ 袖ヶ浦市法定外公共物の管理に関する条例（平成13年条例第23号）第2条第1号に規定する法定外公共物

エ アからウまでに規定するもののほか、これらに類するものと認められる公共用財産

(2) 境界確認 道水路等とこれに隣接する土地との境界の位置を確認することをいう。

(3) 申請地 道水路等に隣接する土地で、境界確認をしようとする土地をいう。

(4) 関係土地所有者 申請地に隣接する土地（道水路等を除く。）及び申請地の対側地（申請地に対して道水路等を挟んだ反対側の土地をいう。以下同じ。）の土地所有者及び利害関係人をいう。

(境界確認の申請をすることができる者)

第3条 第5条第1項の申請をすることができる者は、申請地の所有者とする。ただし、申請地の所有者が次の各号のいずれかに該当する場合に

は、当該各号に定める者をして同項の申請をすることができる。

- (1) 死亡している場合 申請地の所有者の相続人
- (2) 法人であって、当該法人が解散又は倒産している場合 当該法人の清算人又は破産管財人
- (3) 制限行為能力者である場合 申請地の所有者の法定代理人
(代理人へ委任)

第4条 申請地の所有者（前条ただし書の規定の適用を受ける者を含む。以下同じ。）は、次条第1項の申請をしようとする場合において、土地家屋調査士（土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項の規定により土地家屋調査士名簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）又は測量士若しくは測量士補（測量法（昭和24年法律第188号）第49条第1項の規定により測量士名簿又は測量士補名簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を代理人として、境界確認に関する権限の全部又は一部を委任することができる。この場合において、申請地の所有者は代理人に委任する権限の範囲を明確にしなければならない。

（境界確認の申請等）

第5条 境界確認の申請をしようとする申請地の所有者は、境界確認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 代理人選任届（様式第2号）（前条の規定により境界確認に関する権限の全部又は一部を代理人に委任した場合に限る。）
- (2) 案内図（地図の写し等に申請地を朱書きで示したもの）
- (3) 公図の写し（法務局備付けの公図の写し）
- (4) 合わせ公図（法務局備付けの公図を転写したものに、転写年月日、地目、地積、所有者氏名その他の必要事項を記載した上で、境界確認をしようとする位置を朱書きで示したもの）
- (5) 地積測量図の写し（申請地、道水路等、道水路等以外の申請地に隣接する土地及び対側地に係る法務局備付けの地積測量図の写し）

(6) 申請地の全部事項証明書（申請の日前３月以内に発行されたものに限る。）

(7) 参考図面（境界確認を行う上で参考となる現況測量図等）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

2 前項の申請をした者（以下「申請者」という。）は、境界確認における測量、現況測量図及び境界確定図の作成等の作業において、公共基準点を使用しなければならない。ただし、公共基準点を使用することが困難な場合には、境界確認申請書にその理由を記載し、市長の了承を得たときは、この限りでない。

（立会日等の決定及び連絡）

第6条 市長は、境界確認申請書を受理したときは、申請者と立会日、立会場所その他必要な事項について協議するものとする。

2 立会日の日程調整は申請者が行うものとし、境界確認が公平かつ適正に行われるよう事前調査等の期間を考慮し、境界確認申請書を提出した日から概ね１月後を立会日として日程調整するものとする。ただし、境界確認の範囲の広狭、難易その他特別な事情がある場合は、この限りでない。

3 前２項の規定により立会日が決定したときは、申請者は関係土地所有者に立会の依頼をするものとする。

（事前協議）

第7条 申請者は、境界確認を行う上で参考となる資料の収集、現地調査その他の事前調査を行い、道水路等とこれに隣接する土地との境界の予定線を示す図面又は現況図等を作成し、事前に市長と協議するものとする。

（立会の実施）

第8条 市長は、前条の規定による事前協議の内容を踏まえ、申請者及び関係土地所有者と境界確認のための立会を行うものとする。

2 申請者は立会に際し、現地において速やかに関係土地所有者の出欠を

確認し、立会人名簿を作成するとともに、立会の趣旨を関係土地所有者に明らかにした上で、境界確認の作業を行うものとする。

（境界確認の原則）

第9条 市長は、境界確認を行うときは、申請地及び対側地の両側境界線の位置を確認するものとする。ただし、次に掲げる場合で、客観的な資料、図面、現地の状況等に基づき道水路等の敷地の幅員等が明らかに確保され、当該道水路等の境界線形の整合性が将来にわたって妥当と判断でき、かつ、申請者及び関係土地所有者に明らかに不利益が生じないと認められるときは、道水路等と申請地の片側境界線により境界確認を行うことができる。

- (1) 道水路等が土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業が施行された区域内に存する場合
- (2) 道水路等の敷地の幅員が10メートル以上である場合
- (3) 対側地に裁判所の処分制限等が付されている場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認める場合

（境界確認の同意）

第10条 申請者及び関係土地所有者は、境界確認した位置について同意した場合は、境界同意書（様式第3号）に住所、氏名及び確認した土地の所在地番を記入の上押印するものとする。

2 関係土地所有者に共有者（登記名義人が死亡している場合で遺産分割が完了していない場合の法定相続人を含む。）があるときは、共有者の全員から境界確認の同意を得なければならない。ただし、共有者のうちの1人が境界確認について同意し、他の共有者からの異議等が生じた場合において、当該者が責任を持って解決処理する旨を確約した場合は、この限りでない。

（境界の確定）

第11条 申請者は、第8条第1項の立会の日から3月以内に境界同意書（関係土地所有者がある場合は、当該関係土地所有者の境界同意書を含

む。）、境界確定図及び境界確定区間に設置された境界標の写真を市長に提出するものとする。

2 前項の境界確定図には、次に掲げる事項を記載し、作成者の職印又は代表者印を押印するものとする。

(1) 立会年月日、作成年月日及び作成者の職氏名

(2) 境界点、計算点、公共基準点及びトラバース点等（これらの点を復元できるように作図を行う。）

3 市長は、第1項の規定により境界同意書の提出があったときは、申請者に対し境界標を支給することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は境界標を支給しないものとする。

(1) 申請地の面積（一の申請者による関連する境界確認の申請が複数あるときは、それぞれの申請地の面積を合計した面積とする。）が1,500平方メートルを超え、かつ、支給の対象となる境界標が30を超える場合

(2) 支給の対象となる境界標の数（一の申請者による関連する境界確認の申請が複数あるときは、それぞれの申請地に係る支給数を合計した数とする。）が50を超える場合

（不調処理）

第12条 第8条第1項の立会の日から4月を経過してもなお前条第1項に規定する書類、図面等が提出されないときは、当該立会に係る境界確認の申請は不調とする。ただし、提出の遅延について市長の了承を得た場合は、この限りでない。

2 申請者は、前項前段の規定により境界確認の申請が不調となった場合には、その旨を関係土地所有者に報告しなければならない。

（境界標の設置）

第13条 申請者は、道水路等とこれに隣接する土地との境界に境界標を設置しようとするときは、次に掲げる基準に従って設置しなければならない。

- (1) 設置位置は、折れ点等主要な点とすること。
- (2) 設置作業は、土地家屋調査士又は測量士若しくは測量士補が行うこと。
- (3) 600ミリメートルのコンクリート製境界標を設置する場合は、コンクリートによって根固め処理を行うこと。

2 前項の規定による境界標の設置に要する費用は、申請者の負担とする。

(境界立会報告書の作成)

第14条 第8条第1項の立会に立ち会った職員は、境界立会報告書を作成し、市長に報告するものとする。

(境界確定証明書)

第15条 隣接する道水路等との境界が確定している土地について、境界確定証明書の交付を受けようとする者は、境界確定証明交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第5条第1項第1号から第6号までに掲げる書類及び図面（代理人選任届については、代理人を選任した場合に限る。）
- (2) 測量図（境界確定証明書の交付を受けようとする土地の道水路等との境界点の座標等を示した図面）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

2 前項の境界確定証明書の交付を受けて境界点の確認を行った結果、境界標の変位が著しい場合には、その旨を市長に報告し、指示を受けるものとする。

(申請の取下げ)

第16条 第5条第1項又は前条第1項に規定する申請をした者が、当該申請を取り下げようとするときは、境界確認申請取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、境界確認申請取下書が提出されたときは、取り下げに係る申請書及び添付された書類並びに図面を返却するものとする。

(境界標の復元)

第17条 現に設置されている道水路等に係る境界標を損壊し、移動し、若しくは除却し、又はその他の方法により道水路等に係る境界を認識することができないようにした者は、次に掲げる事項に従って当該境界標を復元し、復元後速やかに境界標復元完了報告書(様式第6号)に境界同意書、写真その他必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 復元に当たっては、事前に市長と協議し、その指示に従うものとし、また、関係土地所有者との立会を行い、了解を得て行うこと。

(2) 復元作業は、土地家屋調査士又は測量士若しくは測量士補が行うこと。

2 境界標の復元に要する費用は、原因者の負担とする。

3 市長は、復元に伴い必要となる境界標について、その原因に応じて、有償とするか無償とするかを判断するものとする。

(業務の委託)

第18条 市長は、第8条第1項の立会に関する業務及び第14条の境界立会報告書の作成に関する業務を、委託して実施することができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、境界確認の手續に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。